

発行 大竹辰治事務所

日本共産党 区議会控室
大田区蒲田5-13-14
電話 5744-1477

事務所 大田区西蒲田5-9-12
電話 3735-2611

自宅 大田区東矢口3-11-19
電話 3736-4202

E-mail:tootake@apricot.ocn.ne.jp
http://tootake.jcp-ota.jp/

日本共産党大田区議会議員

大竹辰治

ミニレポート



ご意見・ご要望をお寄せください

第3回 区議会定例会



区議会定例会が9月13日から10月11日まで開かれ、決算特別委員会で2017年度決算について、大竹区議が総括質疑を行いました。

2017年度決算では、2017年4月から施設使用料、学校給食費、9月から保育園・学童保育の保育料等の合計で約5億円(左表参照)の区民負担増を押しつけ、高齢者のおむつ支給など区民に身近な福祉を削減し、約102億円

を使い残しました。その結果、積立基金(貯金)は、45億円増の1329億円となりました。左図のように、区民の所得が上がる中(区民一人当たりの平均年間給与所得の推移)、国民健康保険料(国民健康保険料平均額の推移)や介護保険料(介護保険料年間基準額の推移)が値上がりし、国の悪政からぐらしを守る防波堤としての役割が求められましたが、この基金で区民のぐらしや福祉より、総額1260億円の空

港線(蒲線)・羽田空港跡地第一ゾーン開発(第2回定例会で5・9を165億円で購入)等の大型開発をすすめています。また、予算修正動議で認可保育園20か所増設(約60億円)を提案しましたが、否決されました。今

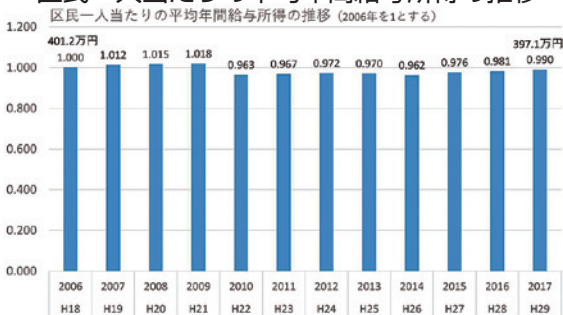
2017年度一般会計決算額

歳入 2,556億円余 - 歳出 2,454億円余
差引額 101億9千万円余

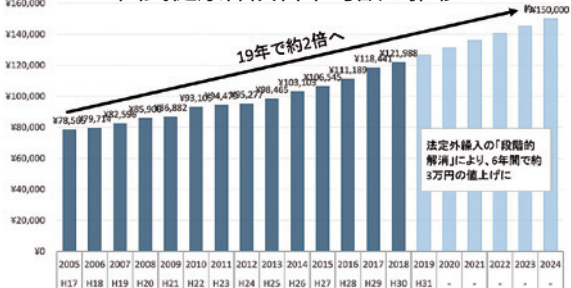
2017年度区民負担増

	2017年度決算額	前年度との差額
公共施設使用料	2億0728万円	2410万円
学校給食	20億5091万円	1億4436万円
保育園	28億6043万円	3億1005万円
学童保育	2億6626万円	4600万円

区民一人当たりの平均年間給与所得の推移



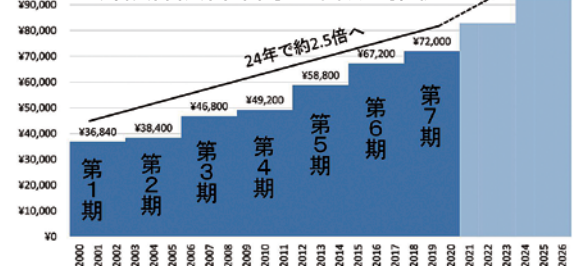
国民健康保険料平均額の推移



決算を見れば認可保育園の増設で待機児をゼロにすることは十分可能でした。党区議団は、ぐらし応援の区政に転換するよう求めていきます。



介護保険料年間基準額の推移



猛暑対策・避難所整備のため 小・中学校体育館の冷暖房機の設置



パネルを示して質問する大田区議

次に、今回の定例会で各会派から出されている小・中学校体育館の冷暖房化について質問しました。党区議団への区長答弁で「今年の夏の『命に危険を及ぼすレベル』：区の実状に合った対策を検討してまいります」と述べています。

区内では試験的に 志茂田中学



スポット型冷暖房

校の地熱、調布大塚小と大森第一中学校で電気のスポット型それぞれ5年間のリース契約で、一校当たり2000万円を導入されています。

大竹区議は、東京23区でも、中央区、文京区で100%設置されています。台東区が26校中24校で設置している例を示し、リースではなく設置を求めました。

台東区では、バスケットボールなどぶつかっても、大丈夫なように柵を設置しています。

・ガスによる冷暖房機を導入し、設置費用は1校当たり1600万円から2500万円、「使用頻度にもよるが15年以上使える。ランニングコストは年間約30万円。プラス5万円の保守点検費。

- ・工期は1・5か月から2か月。
- ・国庫補助（学校施設環境改善交付金）は、



台東区の冷暖房機

補助対象となる部分の7分の2で、1600万円の事業費だったところで300万円。

・断熱していないと厳しいのでは、した方が良いが、しなくても効果がある。

入学祝金・精神障害者2級手当の条例

党区議団が提案

第3回定例会で、党区議団は、2件の条例案を提案しました。

小・中学校入学祝金支給条例は、小学校、中学校、特別支援学校等に入学する児童、生徒の入学を祝い、小学生2万円、中学生3万円を支給し、大田区として子どもたちの成長を祝福し、さらなる成長を願う気持ちを表し、励ますものとなります。

委員会質疑では、「給食や、教材などほかの経済的支援があるのではないか」との理由で、自・公が反対し否決となりました。

また、大田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例は、精神障害者の方がたへ、身体、知的、脳性麻痺の方がたの例に従い、1級及び2級の20歳以上の人に1万7500円、20歳未満の人に4

・リースのほうがいいという声があったが、設置費用とランニングコストを合わせて検討し工事とした。何よりも夏の効果を期待して設置されたが、冬の暖房機能が喜ばれている。

5000円を支給する改正で、この金額をもって十分とは言えませんが、せめて他の障害と同等にして社会参加を助長するために提案しましたが、自・公等が反対し否決となりました。

法律相談

顧問弁護士による法律相談です。
お気軽にご利用ください（毎月第2水曜日）

11月14日・12月12日
午後1時～3時

場所 大竹辰治事務所（西蒲田大城通り）

事前にお電話ください ☎ 3735-2611